

第6節 廃棄物

本市のごみの減量化、資源化、分別方法、指定袋等については、合併前の旧市町村におけるごみ処理に係る制度を引き継いで実施しています。

なお、平成17年度から、ごみの分別収集の統一化を始めとした見直しを進めながら、ごみの減量化・資源化の推進を行っています。

1 廃棄物処理の概要

一般廃棄物は、「薩摩川内市一般廃棄物処理計画」の内、毎年定める「ごみ処理実施計画」に基づき計画的に、収集・運搬、処理しています。

家庭系ごみの可燃、不燃ごみについては、指定袋方式により収集しており、指定袋に入らない粗大ごみについては、クリーンセンターへの直接搬入となっています。また、事業系ごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、事業者自らによるクリーンセンターへの直接搬入となっています。

図表3-21 一般廃棄物処理実施計画の概要

令和5年度

ごみの種類		収 集 ・ 運 搬				処 理		
		収集方法	収集回数		収集方式	処理方法	処理主体	処理施設
家庭系ごみ	可燃	・委託	週 2 回		ステーション方式 (指定ごみ袋)	焼却	薩摩川内市	川内クリーンセンター
	不燃	・委託	月 1 回			破碎* 選別		
	粗大	直接搬入・委託（甌島地域は不燃、粗大収集）						
	資源	・委託	月 1 ～ 2 回	(地域によっては、回数が違います)	ステーション方式	資源化	再生業者	各クリーンセンター 市内再生業者
事業系ごみ	可燃	事業者、許可業者による直接搬入				焼却	薩摩川内市	川内クリーンセンター
	不燃					破碎* 選別		
	資源							

* 破碎は回転破碎、切断破碎の併用処理後、焼却・資源化を含む。

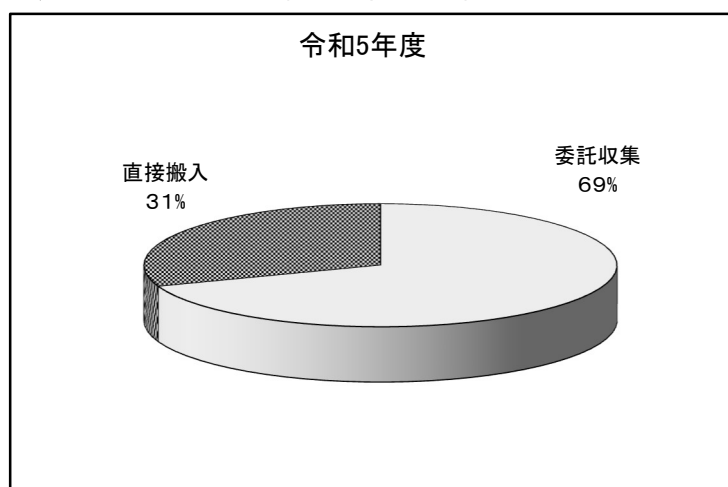
図表 3-22 資源ごみの分別

令和5年度

地域		本土区域	甌島区域
分類			
紙 類	ダンボール	①ダ ン ボ ー ル	
	新聞紙・チラシ	②新 聞 紙 ・ チ ラ シ	
	雑誌	③雑 誌	
	その他紙・紙製容器	④そ の 他 紙 ・ 紙 製 容 器	
	紙パック	⑤飲 料 用 紙 パ ッ ク	
缶 類	スチール	⑥ス チ ー ル	
	アルミ	⑦ア ル ミ	
ビン類	茶色	⑧茶 色	
	無色	⑨無 色	
	その他	⑩そ の 他	
	生きびん	⑪生 き ビ ン	
ペットボトル		⑫ペ ッ ト ボ ト ル	
プラスチック (容器包装)	発泡スチロール	⑬白 色 ト レ イ 白色発泡スチロール	
	白色トレイ		
	その他	⑭プラスチック製容器包装	
その他		⑮乾電池（マンガン、アルカリ電池）	⑮ガス缶類 ⑯乾電池（マンガン、アルカリ電池）
搬 入 先		川内クリーンセンター	川内クリーンセンター 上甌島クリーンセンター 下甌島クリーンセンター

2 ごみの収集状況 [資料 7-1]

図表 3-2 3 ごみの収集量の割合（収集方法別）

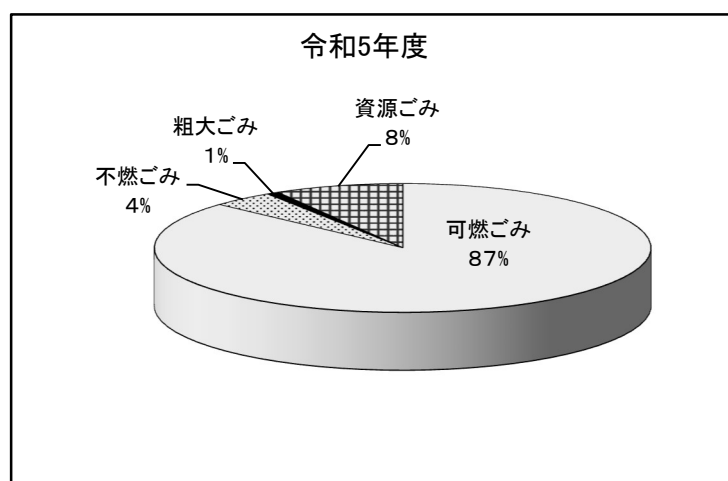


委託収集：18,583.86 t

直接搬入：8,201.12 t

合計：26,784.97 t

図表 3-2 4 ごみの収集量の割合（委託収集のごみの種類別）



可燃ごみ：16,123.96 t

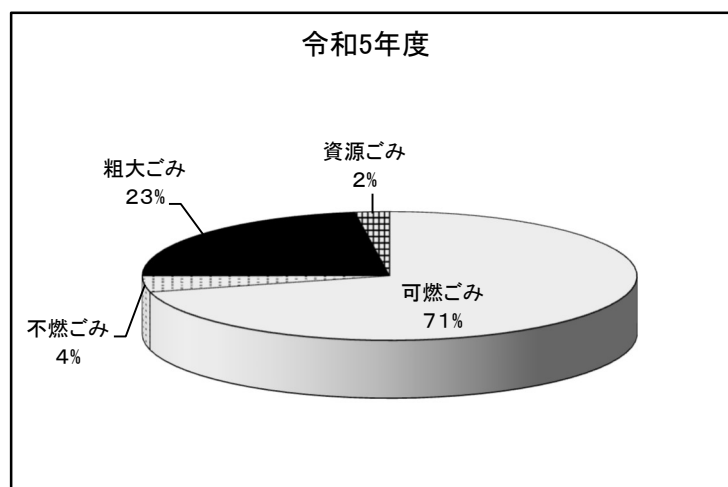
不燃ごみ：753.23 t

粗大ごみ：145.80 t

資源ごみ：1,560.87 t

合計：18,583.86 t

図表 3-2 5 ごみの収集量の割合（直接搬入のごみの種類別）



可燃ごみ：5,816.49 t

不燃ごみ：331.16 t

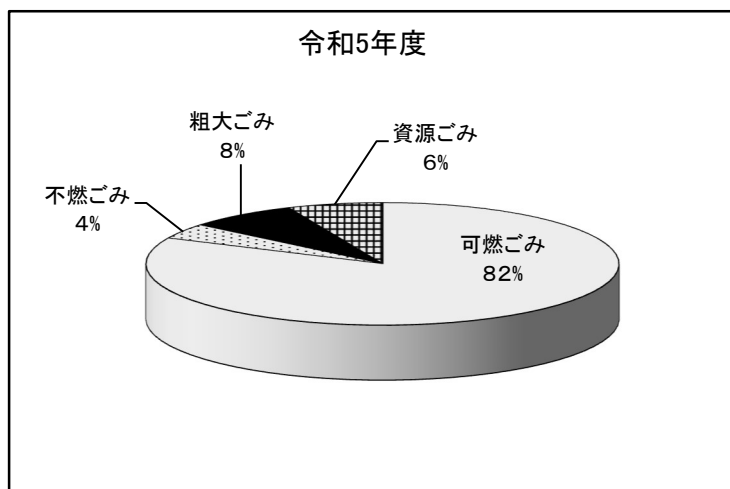
粗大ごみ：1,868.95 t

資源ごみ：184.52 t

合計：8,201.12 t

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

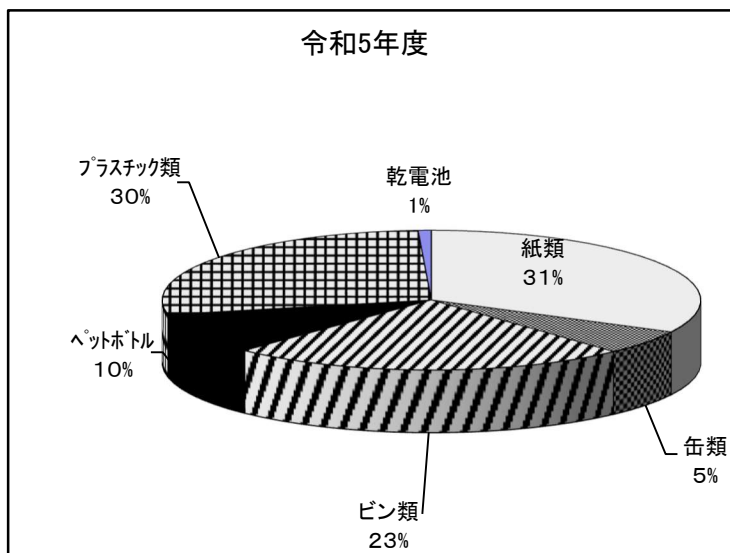
図表 3-2 6 ごみの収集量の割合（ごみの種類別）



可燃ごみ : 21,940.45 t
 不燃ごみ : 1,084.39 t
 粗大ごみ : 2,014.75 t
 資源ごみ : 1,745.39 t

合計 : 26,784.97 t

図表 3-2 7 ごみの収集量の割合（資源ごみの種類別）



紙 類 : 568.50 t
 缶 類 : 98.44 t
 ビ ン 類 : 417.92 t
 ペットボトル : 166.00 t
 プラスチック類 : 480.76 t
 乾電池 : 13.78 t

合計 : 1,745.39 t

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

3 ごみの減量化・資源化対策

(1) リサイクル推進員制度

本市では、リサイクル推進員を設置し、資源ごみステーションの管理及び資源ごみの分別を推進している自治会に対して補助を行っています。この事業を円滑に推進し、ごみの減量化・資源化を普及啓発するため、各自治会で1～数名、リサイクル推進員が活動しています。

(2) 補助制度

本市では、ごみ減量再資源化補助金制度を実施し、ごみの減量化・資源化を推進しています。

〔▶資料 7-2～7-3〕

図表 3-28 一般廃棄物集積場整備事業補助金の概要

(令和5年度)

種 類	対 象	補 助 額
可燃ごみ、不燃ごみ収集施設設置 (一坪未満のリサイクルステーションを含む。)	自治会	・新設：対象経費の相当額 (5 万円を限度) ・補修：対象経費の2分の1 (3 万円を限度)
リサイクルステーション設置	〃	・新設：対象経費の相当額 1 坪タイプ：10 万円を限度 1.5 坪タイプ：13 万円を限度 2 坪タイプ：15 万円を限度 ・移設・補修：対象経費の2分の1 (3 万円を限度)

※移設は1施設に1回限り。

ただし新設の際に補助を受けた場合は、3年を経過したもの。

図表 3-29 資源ごみステーション管理運営事業補助金の概要

(令和5年度)

種 類	対 象	補 助 額
リサイクル推進員	自治会	全地域・・・1人につき月額1,250円

図表 3-30 生ごみ処理機器購入補助金の概要

(令和5年度)

種 類	対 象	補 助 額
生ごみ処理機器	生ごみ処理機器の購入者	全地域・・・購入金額の2分の1(2万円を限度)

図表 3-3 1 地区コミ分別収集報奨金の概要

(令和5年度)

種 類	対 象	報 奨 金 額 (単位: 円)					
ごみの減量 化、資源化の 推進	地区コミュニ ティ協議会	地域名	コミ協名		地域名	コミ協名	
		川内	1 亀山	360,000	東郷	1 斧渚	248,000
			2 可愛	663,000		2 南瀬	40,000
			3 育英	284,000		3 山田	35,000
			4 川内	489,000		4 鳥丸	41,000
			5 平佐西	800,000		5 藤川	26,000
			6 平佐東	86,000	東郷 計	5	390,000
			7 隈之城	714,000	祁答院	1 黒木	56,000
			8 永利	318,000		2 上手	56,000
			9 水引	222,000		3 大村	64,000
			10 峰山	115,000		4 轟	26,000
			11 滄浪	24,000		5 蘭牟田	82,000
			12 寄田	22,000	祁答院 計	5	284,000
			13 八幡	103,000	里	1 里	224,000
			14 高来	137,000	里 計	1	224,000
			15 城上	81,000	上甌	1 上甌	209,000
			16 陽成	59,000	上甌 計	1	209,000
			17 吉川	25,000	下甌	1 手打	100,000
			18 湯田	51,000		2 子岳	25,000
			19 西方	34,000		3 西山	19,000
		川内 計	19	4,587,000		4 内川内	4,000
		樋脇	1 樋脇	260,000		5 長浜	115,000
			2 藤本	22,000		6 青瀬	27,000
			3 野下	17,000	下甌 計	6	290,000
			4 市比野	261,000	鹿島	1 鹿島	57,000
			5 倉野	25,000	鹿島 計	1	57,000
		樋脇 計	5	585,000	合 計	48	7,058,000
		入来	1 副田	193,000			
			2 清色	126,000			
			3 朝陽	49,000			
			4 大馬越	52,000			
			5 八重	12,000			
		入来 計	5	432,000			

※ 分別収集した資源ごみに係る売払金等の相当分を地区コミュニティ協議会に報奨金として還元しています。